

大口町告示第29号

大口町電子入札実施要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成26年3月31日

大口町長 鈴木雅博

大口町電子入札実施要領の一部を改正する要領

大口町電子入札実施要領（平成20年大口町告示第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「入札・開札」を「入札（見積りを含む。以下同じ。）、開札」に改め、同条中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) オープンカウンタ(公開見積競争) 電子調達システムにより案件を公開し、一定の資格を有する不特定多数の者から見積書の提出を受け、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者との間に契約を締結する契約方式をいう。

第4条第1項第3号に次のように加える。

ウ 随意契約（オープンカウンタに限る。）

第4条第2項を次のように改める。

- 2 電子入札対象案件は、設計金額130万円以上で競争入札により実施する建設工事、設計・測量・建設コンサルタント等業務及び予定価格80万円以上の物品等のうち、大口町業者指名審査会が決定したものとする。ただし、物品等の随意契約の電子入札対象案件については、総務部行政課にて決定したものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。